



障害者福祉サービスの新しい制度

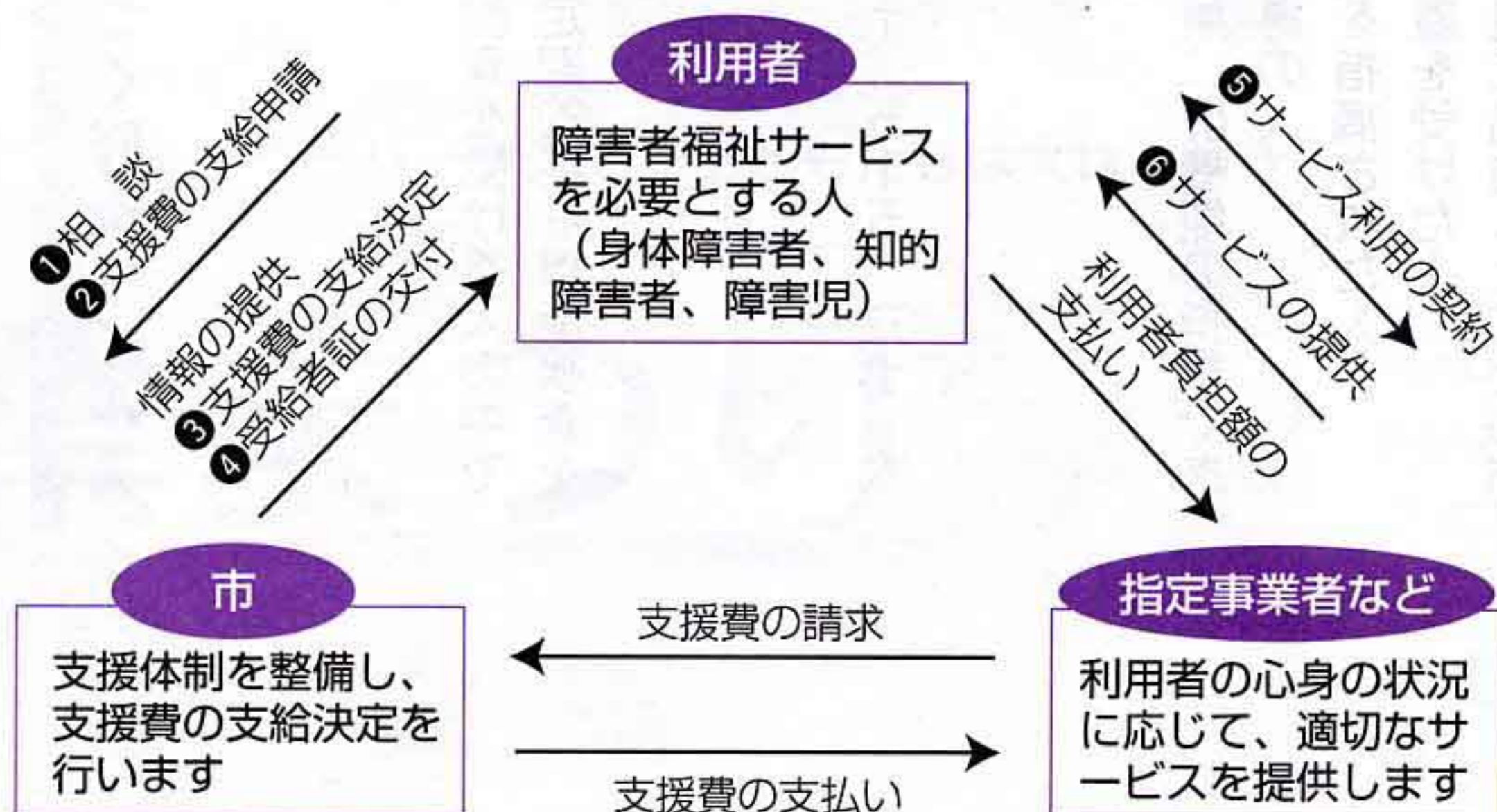
支援費制度

が始まります

10月から申請を受け付けています

平成15年4月から障害者に対するサービスが、「措置制度」から、新しく「支援費制度」に変わります。「措置制度」は、県・市町村がサービスを決定する制度でしたが、「支援費制度」は、利用者（障害者など）の自己決定を尊重し、利用者がさまざまな福祉サービスを選択し、事業者などとの契約によりサービスを利用する制度です。

支援費制度の仕組み



措置制度から支援費制度に変わる福祉サービス

身体障害者

居宅生活支援

- ・身体障害者居宅介護 (ホームヘルプサービス)
- ・身体障害者デイサービス
- ・身体障害者短期入所 (ショートステイ)

施設訓練等支援

- ・身体障害者更生施設
- ・身体障害者療護施設
- ・身体障害者授産施設

知的障害者

居宅生活支援

- ・知的障害者居宅介護 (ホームヘルプサービス)
- ・知的障害者デイサービス
- ・知的障害者短期入所 (ショートステイ)
- ・知的障害者地域生活援助 (グループホーム)

施設訓練等支援

- ・知的障害者更生施設
- ・知的障害者授産施設
- ・知的障害者通勤寮
- ・国立ココニー

障害児

居宅生活支援

- ・児童居宅介護 (ホームヘルプサービス)
- ・児童デイサービス
- ・児童短期入所 (ショートステイ)

※これらのサービス以外は従来どおりです。

サービスを利用するには？

① 相談

支援費支給を希望する人は、市などの相談窓口にご相談をします。

② 支援費支給申請

必要なサービスを選択し、サービスの種類ごとに市へ申請をします。

③ 支援費支給決定

市が必要な事項について検討し、適切と認められたときは、支給されるサービスの量や期間が決定されます。

④ 受給者証交付

支給決定の際に、決められた事項が記載された受給者証が交付されます。

⑤ 事業者などとの契約

支給が決定したら、指定事業者などに受給者証を提示して、サービス利用に関する契約を結びます。

⑥ サービスを利用

利用者は、事業者・施設に受給者証を提示してサービスを利用します。

●利用者は事業者「利用者負担額」を支払います。市は、事業者「支援費」を支払います。

●利用者負担額(利用料)は、本人または保護者の所得などにより決定されます。

契約できる事業者は？

契約できる事業者は、県知事の指定を受けた指定事業者(指定居宅生活支援事業者・指定施設支援事業者)と市長の認定を受けた基準該当居宅支援事業者だけです。

※これ以外の事業者と契約した場合は、全額自己負担となります。

申請の時期は？

十月から随時、相談・申請を受け付けています。

支援費の申請は障害福祉課で受け付けています。また、支援費の相談は、障害福祉課のほか、障害者生活支援センター、地域療育等支援センターなどでも受け付けています。

現在、居宅生活支援に該当するサービスを受けている障害者などは、支援費によるサービスが受けられなくなることもありまますので、平成十五年三月までに必ず申請をしてください。

支援費制度について詳しくは…

障害福祉課 ☎五五二七六一